

## 第27回日韓青少年夏季スポーツ交流受入業務企画提案募集要項

### 1 目的

公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下、「協会」という。）は、日韓両国の親善と友好をより一層深め、更には両国のスポーツの振興を図るため、両国の青少年を対象とした第27回日韓青少年夏季スポーツ交流の受入に関する業務を委託するにあたり、次のとおり指名型プロポーザルを実施する。

なお、本募集は、公益財団法人日本スポーツ協会と当協会との第27回日韓青少年夏季スポーツ交流の受入に関する業務委託契約が締結できなければ無効とする停止条件付きである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名称  
第27回日韓青少年夏季スポーツ交流受入業務
- (2) 業務内容  
別添仕様書に記載のとおり
- (3) 事業主体  
公益財団法人徳島県スポーツ協会
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和5年11月30日（木）まで
- (5) 想定事業規模（企画提案書の見積額上限）  
58,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 3 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 単独企業
  - ア 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種、第2種又は第3種の旅行業登録がなされている徳島県内に事業の拠点（本店のほか支店、出張所等を含む）を有する者であること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
  - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体でないこと。
  - オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
  - カ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
  - キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守する者であること。
  - ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。
    - (ア) 成年被後見人又は被保佐人

- (イ) 破産者で復権を得ない者
  - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
  - ケ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
  - コ 本プロポーザルに関して、3（2）に定める共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。
- (2) 共同企業体（JV）による参加の場合
- ア 構成員に3（1）アの要件を満たしている者が含まれていること。
  - イ 全ての構成員が、3（1）イ～ケに掲げる要件を全て満たしていること。
  - ウ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

#### 4 参加手続等

##### (1) 説明会

令和5年5月31日（水）午後2時から、鳴門・大塚スポーツパーク ポカリスエットスタジアム 会議室2において、本プロポーザルに関する説明会を開催する。

なお、説明会に出席しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。

##### (2) 提出書類

次のとおり書類を提出すること。

内容	大きさ	部数	提出期限
①参加表明書（様式第1号）	A4判	正本1部	令和5年 5月30日 （火） 午後5時 （必着）
②事業者（提案者）の概要及び実績（様式第2号） ・事業者（会社、団体）概要（既存のパンフレット等でも可） ・類似案件の実施実績		正本1部 副本5部	令和5年 6月15日 （木） 午後5時 （必着）
③企画提案書（様式第3号） ・仕様書「3 業務委託内容」の各項目（1）～（11）に対する提案（任意様式） ・業務に携わるスタッフ体制（任意様式） ・業務全体のスケジュール ・内容及び数量等の積算内訳を記載した経費見積書（様式第4号）※黄色のセルに金額等を入力 ・直近2期分の決算書又は税務申告（設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書） ・法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3ヶ月以内） ・都道府県税について未納がない旨の証明（発行後3ヶ月以内） ・共同企業体（JV）にあつては、共同企業体協定書の写し ※事業の企画、運営は、委託者と受託者の綿密な協議により決定・実施するものとし、企画提案書においては、「企画する力」、「企画を実行する能力」を判断する。			

##### (3) 書類の提出方法

①は電子メール（送信後、電話にて着信の確認を行うこと）、②及び③は持参（午前

10時から午後5時まで（土日・祝日を除く）又は郵送（書留郵便又は宅配便で期限内必着）すること。

(4) 提出先（事務局）

〒772-0017

鳴門市撫養町立岩字四枚61 鳴門・大塚スポーツパーク アミノバリューホール3階

公益財団法人徳島県スポーツ協会

電話：088-684-3660 ファクシミリ：088-684-3661

電子メール：tokushimaken@tokushima-sport.net

(5) 質問の受付

説明会終了後に、本業務及び本募集要項について質問がある場合には、質問書（様式第5号）を電子メール、ファクシミリ等により、令和5年6月1日（木）午後5時までに提出すること。

なお、口頭での質問は受け付けない。

また、回答は参加表明書提出者全員に対して行う。

(6) 参加辞退

参加表明書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を持参又は郵送により、令和5年6月15日（木）午後5時までに提出すること。

(7) その他

ア 企画提案書は1参加者につき1提案とする。

イ 企画提案書提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。

エ 本要領に関して協会から受領した全ての資料は、了解を得ないで公表、又は使用してはならない。

オ 書類の作成は、A4（片面印刷）横書きとし、11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表や写真等を用いた補足資料を添付することができるが、可能な限り簡潔にすること。

カ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

キ 提出された「参加表明書」、「組織概要及び事業実績」及び「企画提案書」が次のいずれかに該当する場合は、原則として、その参加表明書等を無効とする。

- ・提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ・全部又は一部が提出されていない場合
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・虚偽の内容が記載されている場合
- ・本要領及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ・その他不正な行為等があったと認められる場合

ク 提出された書類については返却しない。

ケ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。

コ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。

サ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に協会の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

シ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

## 5 受託候補者の選定

### (1) 選定方法

協会が設置する選定委員会において、参加者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を受託候補者に選定する。

なお、審査結果によっては、いずれの参加者も受託候補者に選定しないことがある。

また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して受託候補者としての適否を判断

する。

ア プレゼンテーション実施日

令和5年6月21日（水）以降

イ プレゼンテーションの所要時間

一人あたり25分以内を予定（説明15分以内、質疑10分以内）

ウ 注意事項

（ア）各応募者のプレゼンテーション実施日、開始時刻及び実施場所は後日通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、協会が厳正な抽選を行い決定する。

（イ）プレゼンテーション出席者の所属・職・氏名を令和5年6月20日（火）午後5時までにメールで報告すること（送信後、電話にて着信の確認を行うこと）。

（ウ）プレゼンテーション開始時刻に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査対象としない。

（エ）選定委員会は非公開とする。

（オ）プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。

（カ）参加表明書の提出者が多数の場合は、説明時間等を変更する場合がある。

（キ）プレゼンテーションに要する全ての経費は、参加者の負担とする。

## （2）評価基準

評価項目	評価の着眼点	判断基準
企画提案	業務理解度	本業務について、目的・趣旨等を十分に理解できているか
	企画力	各国選手団の交流に関する効果的かつ業務の着実な履行が期待できる提案内容であるか
		両国選手団に徳島県の理解の深化が期待できる文化探訪の提案内容であるか
		両国選手団の交流の深化が期待できるレクリエーションの提案内容であるか
		各国選手団の行程等が変更となった場合にも効果的かつ業務の着実な履行が期待できる提案内容であるか
独自提案	事業の効果を更に高めるための独自の提案があり、優れた企画が提案されているか	
業務遂行能力	スタッフ体制及びスケジュール	提案内容を裏付ける類似実績等があり、業務の着実な履行が期待できるスタッフ体制及びスケジュールとなっているか
経費積算の妥当性		限られた予算内での効果的、効率的な提案がされており、提案内容と整合が図られているか

## （3）選定結果

ア プレゼンテーションを実施した全ての参加者に書面で通知する。

イ 選定の経緯等に関する照会には一切応じない。

ウ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。

エ 選定委員会において選定された受託候補者は、契約手続を完了するまで協会との契約関係を生じない。

## （4）選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、受託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

## 6 契約の方法

委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、協会と受託候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

なお、協会と受託候補者の協議が整わない場合は、選定基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

## 7 募集のスケジュール（予定）

募集開始	令和5年5月23日（火）
参加表明受付	令和5年5月23日（火） ～令和5年5月30日（火）午後5時まで
説明会開催	令和5年5月31日（水）
質問書の受付	令和5年5月31日（水） ～令和5年6月1日（木）午後5時まで
質問への回答	令和5年6月5日（月）までに回答
（辞退届の提出締切）	令和5年6月15日（木）午後5時まで
企画提案書の提出締切	令和5年6月15日（木）午後5時まで
プレゼンテーション出席者の報告	令和5年6月20日（火）午後5時まで
プレゼンテーション実施	令和5年6月21日（水）以降
選定結果通知	令和5年6月下旬
契約の締結	令和5年6月下旬以降
本業務期間	令和5年11月30日（木）まで